

京都市告示第332号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

平成27年8月27日

京都市長 門川大作

道路の種類 市道
供用開始の期日 告示の日
路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
久我46号線	伏見区久我御旅町10番地の3地先から	旧	メートル 55.10	メートル 4.00 ~ 7.50
	同町10番地の75地先まで	新	55.10	1.82 ~ 6.09
久我50号線	伏見区久我御旅町10番地の1地先から	旧	38.00	6.00
	同町10番地の75地先まで	新	38.00	6.00 ~ 9.00

(建設局土木管理部道路明示課)